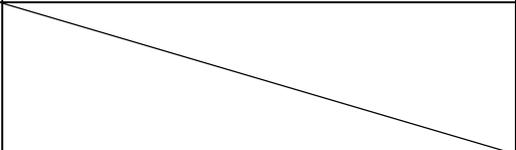


番号法における特定個人情報の保護措置とこれに対応した笠間市個人情報保護条例の改正内容

改正項目の概要	番号法における保護措置の内容	笠間市個人情報保護条例
文言の定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人番号 番号法によって付番される番号</li> <li>・ 特定個人情報 個人番号を含む個人情報</li> <li>・ 情報提供等記録 情報連携などにより特定個人情報を利用した記録</li> </ul>	<p>法と同内容の規定となる文言の規定を追加した。</p> <p>【第2条の改正】</p>
特定個人情報の利用に関する制限	<p>目的外利用は原則として禁止</p> <p>例外：①番号法で許されている場合 ②非常事態時など</p>	<p>条例においても目的外利用を原則として禁止するとともに、条例上は②非常事態時のみ目的外利用を認める規定を追加した。</p> <p>【第9条の2として追加】</p>
特定個人情報の提供の制限	<p>提供は、番号法第19条各号に該当する場合のみ許される。</p> <p>(このうち第9項に、地方公共団体は条例で定めることにより、同じ地方公共団体内の他の機関に特定個人情報を提供することができることとされている。)</p>	<p>番号法第19条第9項の規定に基づき、これに該当する場合以外には提供を制限することを確認的に規定することとした。</p> <p>【第9条の3として追加】</p>
情報提供等記録の利用の制限	<p>情報提供等記録については、目的外利用を認めない。</p>	<p>国の規定に従い、情報提供等記録の目的外利用は禁止した。</p> <p>【第9条の4として追加】</p>
自己の個人情報に関する開示請求権者	<p>特定個人情報の開示請求権は、本人、法定代理人以外に、任意の代理人も開示請求権者に含めることとする。</p>	<p>国の規定に従い、条例上で特定個人情報の開示請求について、任意代理人を請求権者に含めることとした。</p> <p>【第12条の改正】</p>

<p>情報提供等記録の訂正に係る通知</p>	<p>情報提供等記録は総務大臣が保管するものであることから、訂正を実施した場合は、総務大臣に通知する。</p>	<p>国の規定に従い、情報提供等記録の訂正を実施したときは、総務大臣に通知するものとした。 【第20条の2として追加】</p>
<p>不当に収集、記録された特定個人情報について削除を請求する権利</p>	<p>自己の特定個人情報が、法の規定に違反して記録されているときには、削除を求めることができる。</p>	<p>現行の条例に規定されている削除を求めることができる事項に加え、法の規定に従った削除の請求ができる事項を規定した。 【第21条に追加規定】</p>
<p>特定個人情報の目的外利用等について中止を請求する権利</p>	<p>自己の特定個人情報が ①目的外利用されているとき ②法の規定に違反して利用されているとき には、その中止を求めることができる。</p>	<p>現行の条例に規定されている中止を求めることができる事項に加え、法の規定に従った中止の請求ができる事項を規定した。 【第22条に追加規定】</p>
<p>その他</p>		<p>番号法の規定と整合性をとるため、必要な範囲で条例の文言を修正した。</p>